

別 紙

答申第118号

答 申

1 審査会の結論

島根県警察本部長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった公文書を不存在として非公開とした決定は妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成28年11月9日に、審査請求人より島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求があった。
- (2) 本件公文書公開請求の内容は、「警察法第39条第1項の要件を満たし、第2項に該当しない者を選定し、県知事が県議会の同意を得て、任命するものと思われるが、当該公安委員の人選過程がわかる資料（警察本部が当該公安委員を選定する法的根拠とその選定基準に関する資料）」である。
- (3) この請求に対して、実施機関は、平成28年11月18日付けで、公開請求に係る公文書は作成しておらず、管理していないためという理由で非公開決定を行った。
- (4) 審査請求人は、この決定を不服として平成29年2月22日に、島根県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に審査請求を行った。
- (5) 諮問実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、平成29年3月30日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

本件公文書の非公開決定を取り消し、公開を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び意見書による主張の要旨は次のとおりである。

ア 公安委員会は、第三者機関として都道府県警察の管理をする独任制の警察監視機関と位置付けたものであり、県知事が県民を代表して「県民を代表するものとしてふさわしい人」を県議会に推薦し、同意を得たうえで、任命することとされている。

イ 自ら（県警察）の管理機関の構成員である公安委員の選定に関し、管理される側（警察）が、島根県人事課にその人選案を持ち込んでいる。

このようなことができるためには、何らかの法的根拠が必要であり、選定基準なくして推薦行為などできるはずがない。

ウ 公安委員を選定する基準を示した資料を「作成していないため」というのであれば、それを認める警察本部長等への完全自由裁量を与えている公文書が存在するはずであるので、当該公文書を公開されたい。

4 実施機関の主張

諮問実施機関の非公開理由説明書による主張の要旨は次のとおりである。

- (1) 公安委員会制度は、県民の良識を代表する者によって構成される合議制の機関が警察の管理を行うことで、警察の民主的運営と政治的中立性を確保することを目的としており、委員の任命に関しては警察法第39条で、委員任命

の際の要件として、当該都道府県の議会の議員の被選挙権を有する者で、任命前5年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のないものうちから任命することとされている。

また、その方法については、都道府県知事が都道府県の議会の同意を得て任命するものとされている。

- (2) 上記のとおり、公安委員は都道府県知事が任命することとされており、審査請求人の言う公安委員を選定する基準に関しては、警察本部では資料を作成しておらず、また、選定する基準を示した公文書についても管理していない。

5 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるに当たっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、実施機関が当該公安委員を選定する法的根拠とその選定基準に関する資料（以下「本件対象公文書」という。）である。

(3) 公安委員の任命方法について

公安委員の任命については、警察法第39条により「委員は、当該都道府県の議会の議員の被選挙権を有する者で、任命前5年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のないものうちから、都道府県知事が都道府県の議会の同意を得て、任命する。」と定められている。これは、公安委員は、地方住民の代表者であることを保障するとともに、都道府県公安委員会の制度が、警察の民主的運営と政治的中立性を確保することを目的としており、警察職務に専門的知識と経験が委員に反映することを避ける必要があるためと考えられる。

(4) 本件対象公文書の確認について

諮問実施機関は、公安委員は都道府県知事が議会の同意を得て任命するものとされているため、公安委員を選定する基準は作成しておらず、選定する基準を示した公文書についても管理していない、と主張している。

一方、審査請求人は、実施機関が島根県人事課に推薦した公安委員を選定する基準を示した資料が存在するはずであり、「作成していない」というのであれば、それを認める警察本部長等への完全自由裁量を与えている公文書が存在するはずである、と主張している。

このため、当審査会として、本件対象公文書の存在の有無及び文書の管理状況等を調査する必要があると判断したことから、実施機関である島根県警察本部において、条例第27条の規定に基づく委員を派遣して、実地により調査を行った。

実施機関のファイル管理表により、本件対象公文書に直接結びつくような名称

のファイルが存在するか確認したところ、そのようなファイルの存在は確認できなかった。また、「就任・退任行事」等の本件に関係すると思われるファイルに保管されている文書について、実施機関の説明を受けながら確認したが、本件請求内容を満たす公文書は確認できず、本件対象公文書の存在を窺わせる記述もなかった。

なお、審査請求人は、公安委員の選定に関し、実施機関が島根県人事課に人選案を持ち込んでおり、これには何らかの法的根拠が必要であると主張しているが、当審査会は、公開決定等の妥当性について調査、審議する機関であり、公安委員の人選方法の当否について判断する立場にはない。

上記のとおり、本件請求内容を満たす公文書の存在は確認できず、実施機関が本件にかかる公文書を作成していないことについての説明にも不合理な点はない。

また、この他に対象となる公文書の存在を推認させる事情も認めることができなかったことから、本件対象公文書を不存在として非公開とした実施機関の決定は妥当である。

(5) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(諮問第147号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成29年 3月 30日	諮問実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成29年 4月 25日	諮問実施機関から非公開理由説明書を受理
平成29年 5月 10日	審査請求人の意見書を受理
平成29年 4月 25日 (審査会第1回目)	審議
令和元年 5月 30日 (審査会第2回目)	審議
令和元年 6月 19日 (審査会第3回目)	審議
令和元年 7月 2日	実地調査
令和元年 7月 31日 (審査会第4回目)	審議
令和元年 8月 27日 (審査会第5回目)	審議 (第2部会)
令和元年 10月 17日 (審査会第6回目)	審議
令和元年 10月 31日	島根県情報公開審査会が諮問実施機関に対して答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
藤田 達朗	国立大学法人島根大学理事・副学長	会長、第1部会長
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第2部会長
木村 美斗	行政書士	第1部会
桐山 香代子	弁護士	第1部会 (H31.4.1~R1.9.19)
永野 茜	弁護士	第1部会 (R1.10.2~)
マユー あき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	第2部会
和久本 光	弁護士	第2部会